

民泊の現状と課題等

令和 8 年度 第 1 回京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議

本検討における民泊の定義

住宅宿泊事業法

- 年間(4月1日正午～翌年4月1日正午) **180日(泊)**を上限に営業が可能。
- **原則住居専用地域**では、**1月15日の正午～3月16日の正午に限り**営業が可能。

家主居住型施設 居住者が自ら管理

家主不在型施設 空き家を管理者が管理

- ・戸建て住宅(京町家を含む)
- ・共同住宅

旅館業法

- 営業日数や期間に**制限なし**。
- 住居専用地域など営業地域に**制限あり**。
- **共同住宅では**、原則、営業できなくなりました。

簡易宿所

住宅を活用した
簡易宿所

小規模宿泊施設等
(一棟貸し・京町家)

宿泊用に建てられた
簡易宿所

・カプセルホテル
・ホステル など

ホテル

旅館

民泊施設

(法令の定義はないが、一般に、住宅(戸建住宅や共同住宅等)の全部又は一部を活用して、宿泊サービスを提供する施設を指す)

目次

- 1 京都市の宿泊政策の考え方
- 2 京都市の民泊に対するこれまでの取組
- 3 京都市における民泊の現状と課題
- 4 規制の強化に向けた具体的な検討内容
- 5 今後の進め方

1 京都市の宿泊政策の考え方

「京都観光・MICE振興計画2030」において、下記5つの考えを各宿泊施設と共有しながら宿泊観光を促進することとしている。

- ① 地域や市民生活と調和を図る
- ② 市民と観光客の安心・安全を確保する
- ③ 多様で魅力ある宿泊施設を目指す
- ④ 地域の活性化につなげる
- ⑤ 京都経済の発展、京都に伝わる日本の文化・心を継承発展させる

2 京都市の民泊に対するこれまでの取組

H28～ 「民泊通報・相談窓口」の設置

H29～ 「民泊」対策専門チームの設置

⇒ 無許可営業疑い施設に対する調査・指導により、延べ2,600件以上の施設を営業中止・撤退へ

H29～ 京都らしい宿泊施設表彰制度（現在は京都観光モラル優良事業者表彰制度）

⇒ 安心安全で地域と調和した宿泊観光の向上を目指して、他の模範となる質の高い宿泊施設延べ121施設を表彰

H30～ ・京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の施行
・京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の改正
※ 使用人等駐在規定の制度化、営業前の標識設置、近隣住民説明の義務化等

H30～ 「民泊」に係る地域住民の支援事業

⇒ 地域住民の民泊に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが適切な助言等を実施。事業者と地域住民間での円滑な話し合いの実現や協定書の締結等

R02～ ・京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の改正
※ 駐在規定違反者が行政命令の対象となることを明確化

R03～ 宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱【旅館・ホテル、簡易宿所】

⇒ 宿泊施設の建築等に関し、地域との調和を図り、地域の活性化及び安心・安全の向上に資することを目的に、事業者が構想段階に行う事前説明等の手続を規定。構想段階に標識設置、近隣住民等へ宿泊施設概要を説明

R08～ ・住宅宿泊事業法に基づく定期報告提出義務違反に対する措置の厳格化
⇒ 提出率は、79%（R7.12月末）から89%（R8.2月末）へと、10ポイント向上
・特別調査チームの発足
※ 駐在義務違反に対する監視指導体制を強化

3 京都市における民泊の現状と課題

＜観光客数等の推移＞

出展：令和6年京都観光総合調査 単位：万人

年	観光客数	宿泊客数 (実人数) ※2	
		うち外国人※1	うち外国人※1
平成27	5,684	482	1,362
28	5,522	661	1,415
29	5,362	743	1,557
30	5,275	805	1,582
令和元	5,352	886	1,317
2	2,159※3	—	531
3	2,102※3	—	517
4	4,361	—	969
5	5,028	709	1,475
6	5,606	1,088	1,630

※1 「訪日外客数」（日本政府観光局（JNTO））に「訪日外国人の京都府訪問率」（観光庁）を乗じて算出した参考値。

※2 旅館・ホテルを含む全宿泊施設の値。調査手法の変更により、令和元年以降の数値は過去の数値と時系列による比較はできない。

※3 全国共通基準に基づく推計を行っておらず、本市の独自推計であり、他の年との時系列による比較はできない。

- 市内を訪れる観光客数及び宿泊客数は、コロナ禍を機に大きく落ち込んだものの、令和6年の観光客数は過去最高の平成27年と概ね同水準、宿泊客数は過去最高を更新。

3 京都市における民泊の現状と課題

<宿泊施設数の推移>

年度	旅館業			住宅宿泊事業法 届出施設
	旅館・ホテル	簡易宿所 (内 民泊相当※)	合計	
平成30年度	624	<u>2,990 (2,144)</u>	3,614	<u>490</u>
令和元年度	656	<u>3,337 (2,381)</u>	3,993	<u>716</u>
令和2年度	679	<u>3,104 (2,295)</u>	3,783	<u>614</u>
令和3年度	680	<u>2,887 (2,110)</u>	3,567	<u>590</u>
令和4年度	650	<u>2,794 (2,061)</u>	3,444	<u>560</u>
令和5年度	638	<u>2,814 (2,091)</u>	3,452	<u>628</u>
令和6年度	630	<u>2,956 (2,218)</u>	3,586	<u>838</u>
令和7年度 (1月末時点)	638	<u>3,115 (2,367)</u>	3,753	<u>1,116</u>

※小規模宿泊施設（本市条例で、一戸建て又は長屋建て、階数3以下、客室数1、宿泊者1組9人以下等の要件を定義）及び小規模相当施設（条例等の定義なし。延床面積200㎡以下、定員15人以下、客室3室以下の条件を満たすものを独自に抽出）の合計値

- 民泊施設のうち、簡易宿所はコロナ禍前後で施設数に大きな変化はない一方で、住宅宿泊事業法届出施設は、コロナ禍前と比較して、コロナ禍後には倍増（1,000件超）。
- 現状、市内の民泊施設は、簡易宿所が多くを占めている。

3 京都市における民泊の現状と課題

< 宿泊施設数の推移(行政区別) >

(住宅宿泊事業法届出施設の施設数)

	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R7 (1月末時点)	75	95	90	102	232	15	180	142	94	9	82

(簡易宿所の施設数)

	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
H29 (民泊相当)	91 (77)	239 (179)	147 (89)	360 (282)	453 (342)	15 (13)	488 (325)	273 (218)	105 (50)	14 (4)	106 (80)
R7 (民泊相当) (1月末時点)	84 (71)	261 (202)	128 (80)	471 (357)	667 (524)	21 (16)	738 (517)	494 (425)	98 (53)	15 (7)	138 (115)

○ 観光地や京都駅周辺の行政区における増加が顕著（中京、東山、下京、南）

3 京都市における民泊の現状と課題

<京都市における規制の現状> 下線部：京都市の独自ルール

詳細は次頁	規制内容	簡易宿所	住宅宿泊事業法届出施設
	用途地域	住居専用地域、工業（専用）地域を除く地域で実施可能	工業専用地域を除く用途地域で実施可能
	営業日数・期間	年間365日	年間180日
	営業者駐在・家主居住型	年間365日	年間180日
	小規模宿泊施設（※）・家主不在型	年間365日	<u>住居専用地域において、年間60日（1月15日～3月16日まで営業可）</u>
	小規模宿泊施設（※）・家主不在型における駆け付け要件	<u>使用人等は昼夜を問わず、おおむね10分以内の駆け付け義務</u>	<u>現地対応管理者は昼夜を問わず、おおむね10分以内の駆け付け義務</u>
	学校等周辺における制限	周囲百メートルの区域内にあって、清純な施設環境が著しく害するおそれがあるときは、許可を与えないことができる。	規定なし
	更新制	許可制（更新なし）	届出制（更新なし）

※ 簡易宿所は原則駐在義務が課されているが、簡易宿所のうち小規模宿泊施設（一棟貸し、宿泊定員1組9名以下）については施設内駐在義務なし。

3 京都市における民泊の現状と課題

<用途地域ごとの用途規制・営業日数制限>

下線部：京都市の独自ルール

用途地域	説明	簡易宿所（ホテル、旅館）		住宅宿泊事業（届出住宅）		
		用途規制	営業日数制限	用途規制	営業日数制限	
					家主不在	家主居住
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。	×	営業不可	○	60日まで (条例で強化)	180日まで
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。	×	営業不可	○	60日まで (条例で強化)	180日まで
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。	×	営業不可	○	60日まで (条例で強化)	180日まで
第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。	×	営業不可	○	60日まで (条例で強化)	180日まで
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域とする。	○	制限なし	○	180日まで	180日まで
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域とする。	○	制限なし	○	180日まで	180日まで
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。	○	制限なし	○	180日まで	180日まで
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。	○	制限なし	○	180日まで	180日まで
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。	○	制限なし	○	180日まで	180日まで
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。	○	制限なし	○	180日まで	180日まで
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域とする。	×	営業不可	○	180日まで	180日まで
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域とする。	×	営業不可	×	営業不可	営業不可

3 京都市における民泊の現状と課題

<地区計画、建築協定による規制>

制度	地区名	用途地域	民泊の制限状況	
			簡易宿所	住宅宿泊事業法届出施設
地区計画 (計 3 地区)	西京桂坂地区	第一種 低層住居専用地域	(用途規制で不可)	地区計画で不可
	祇園四条地区	商業地域	大半のエリアにおいて、 地区計画で制限※ 1	地区計画で不可
	四条通地区	商業地域	地区計画で制限※ 1	地区計画で不可
建築協定 (計 2 8 地区)	西京区桂坂地区ほか (2 0 地区)	第一種、第二種 低層住居専用地域	(用途規制で不可)	建築協定で不可
	上京区一松町地区ほか (3 地区)	第一種、第二種 住居地域	建築協定で不可	建築協定で不可
	中京区夷子町・松屋町地区、 東山区古門前通元町地区ほか (5 地区)	準工業地域、商業地域 ※ 3	建築協定で不可※ 2	建築協定で不可※ 2

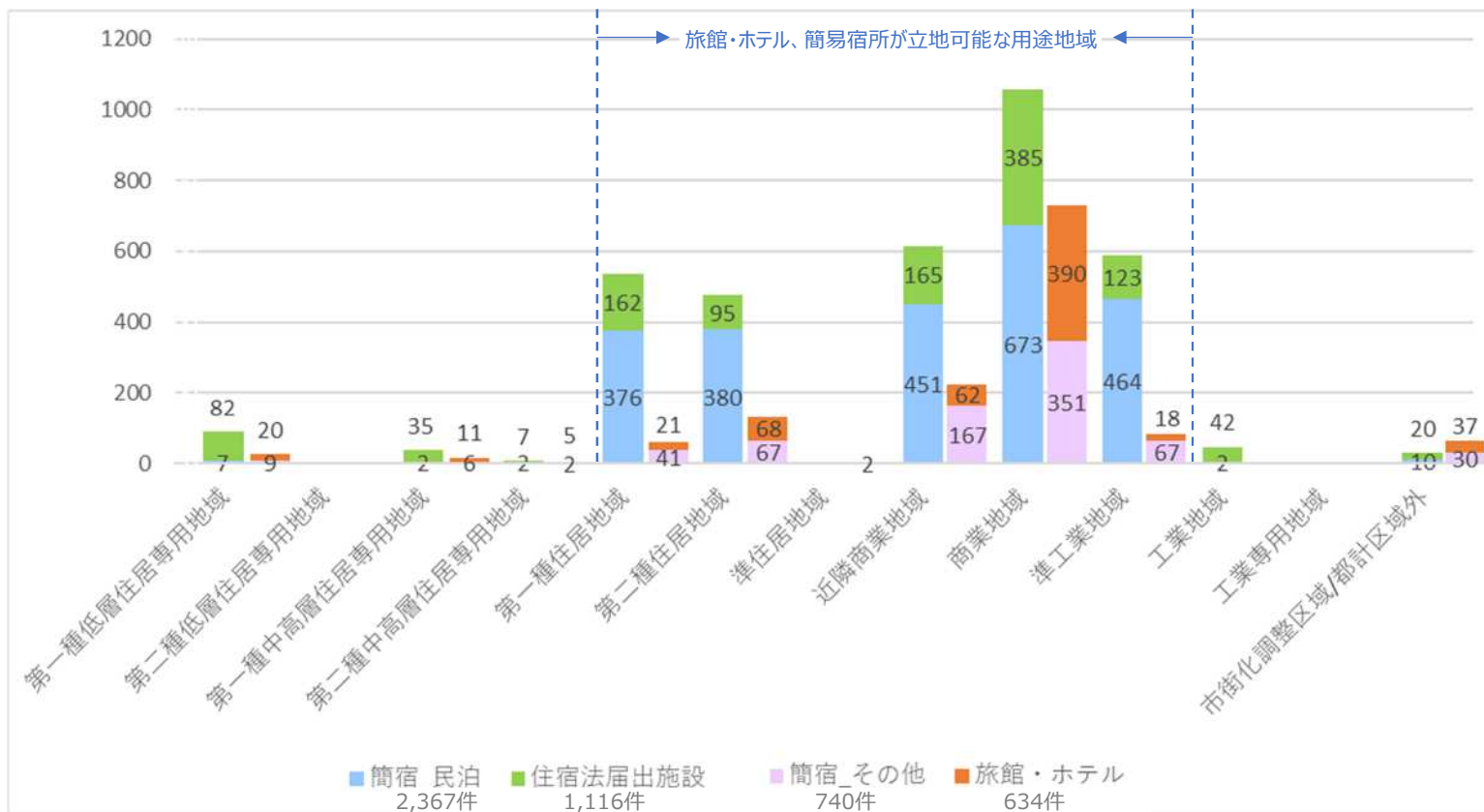
※ 1 大半の地域で、ホテルと同等以上の客室面積を求めており、民泊用途の簡易宿所は実質的に立地不可

※ 2 東山区古門前通元町地区は管理者常駐のみ立地可

※ 3 住居系用途地域ではないが、エリア内の「住環境に配慮」する観点から民泊を規制

3 京都市における民泊の現状と課題

＜旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業届出施設の立地状況（用途地域別 R8.1.31時点）＞

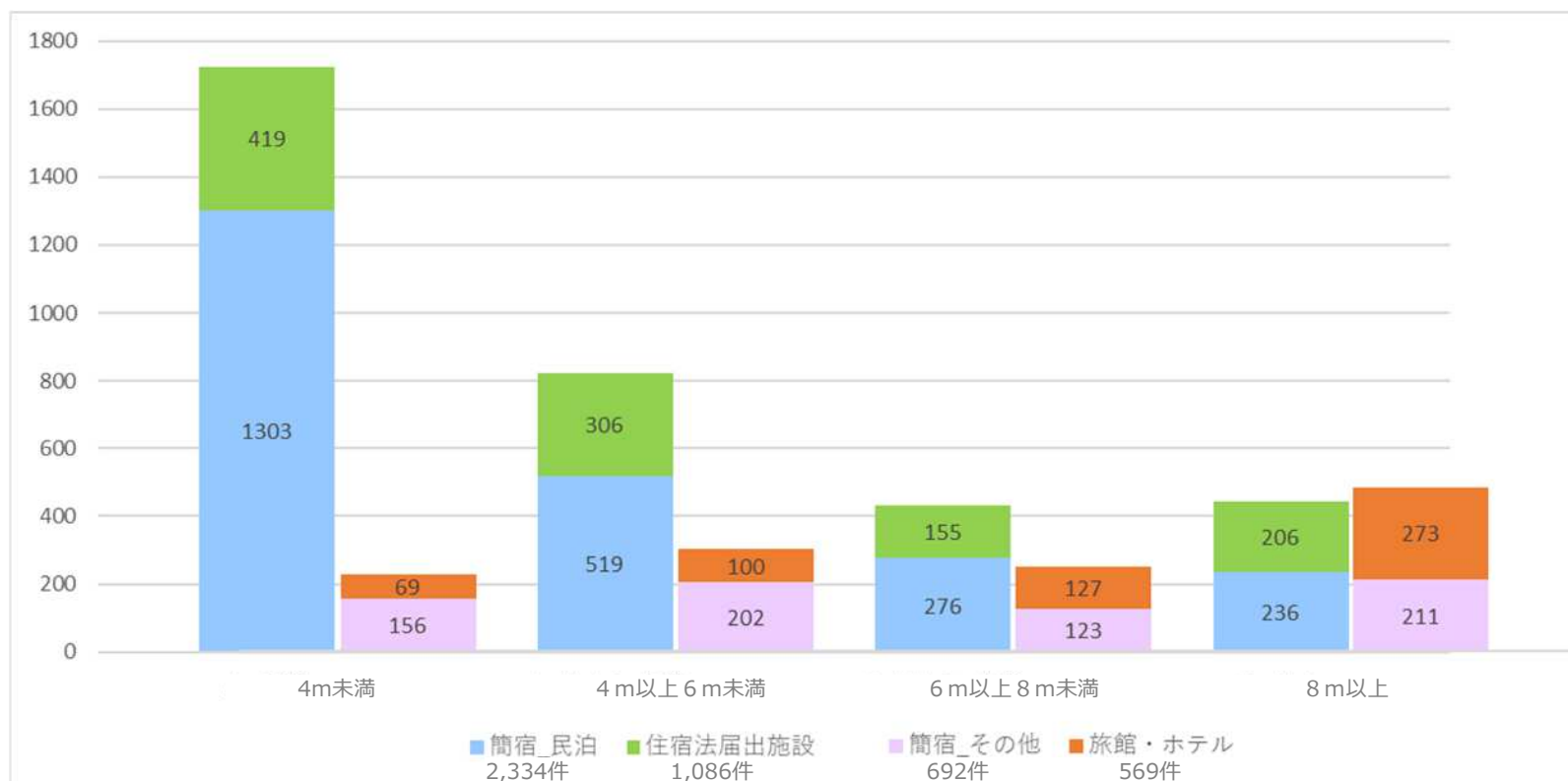


- 旅館業許可台帳・住宅宿泊事業法届出台帳の住所地から地図データにプロットするための座標値変換の精度が低いデータを除いており、実際の許可・届出件数とデータ数が異なる。
- 複数の用途地域にまたがる敷地について、建築基準法の取り扱いと必ずしも一致していないため、用途地域別件数は目安である。

（資料）旅館業許可台帳及び住宅宿泊事業法届出台帳を基に京都市作成

3 京都市における民泊の現状と課題

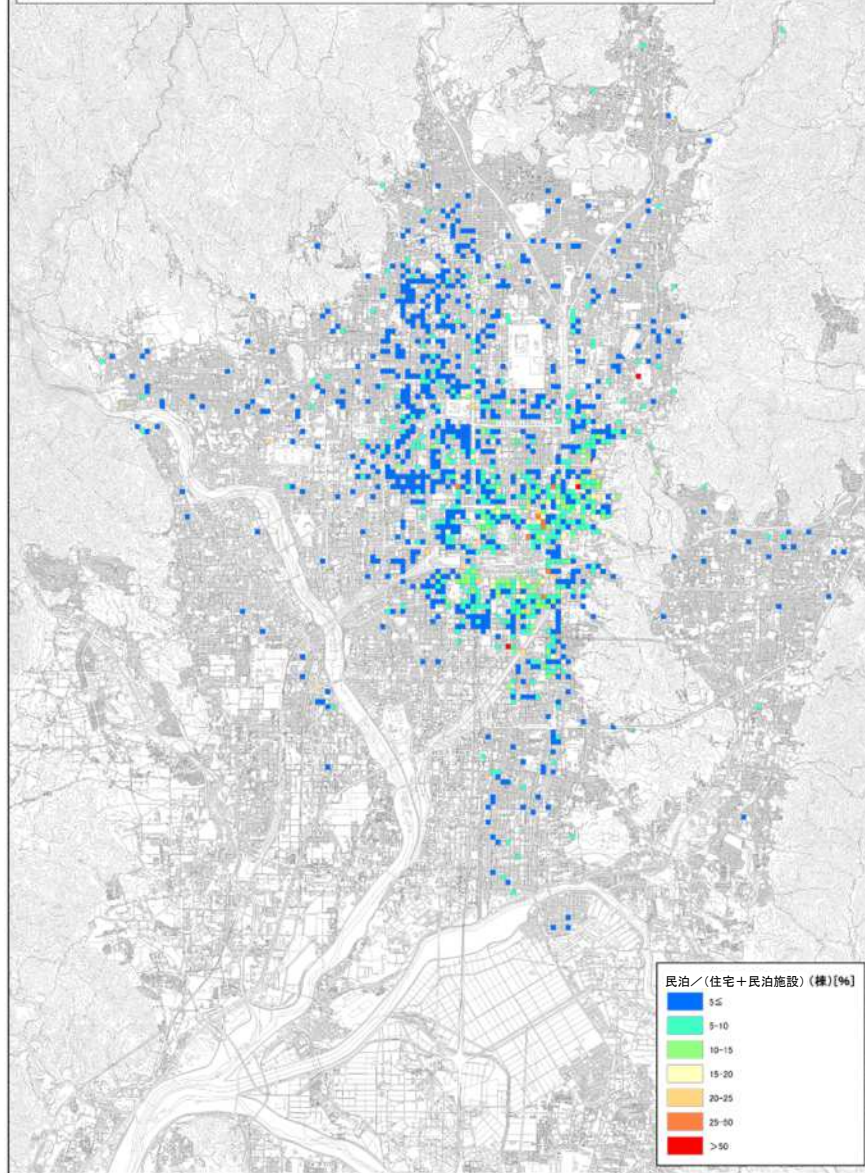
＜旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業届出施設の立地状況（前面道路幅員別 R8.1.31時点）＞



- 旅館業許可台帳・住宅宿泊事業法届出台帳の住所地から地図データにプロットするための座標値変換の精度が低いデータを除いており、実際の許可・届出件数とデータ数が異なる
- 道路幅員については、課税台帳の情報を基にデータの精度が低いものは除いて作成しており、件数は目安である。

（資料）旅館業許可台帳、住宅宿泊事業法届出台帳及び課税台帳を基に京都市作成

集計 100mメッシュ市街化区域 民泊／(住宅+民泊施設) (棟数) 割合
(メッシュ内民泊1件以上)



民泊／(住宅+民泊施設) (棟) [%]

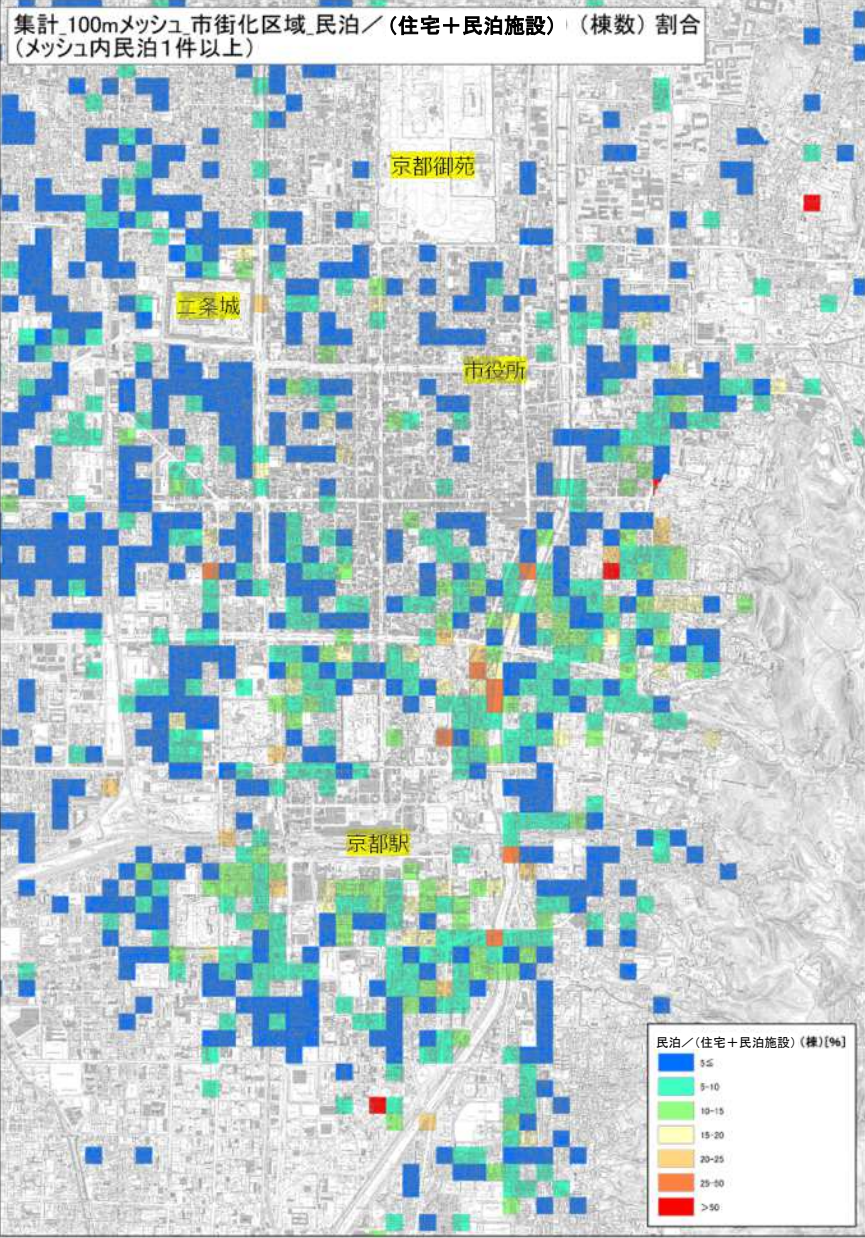


民泊／(住宅+民泊施設) (棟) [%]



- 100mメッシュにおいて、民泊施設（民泊簡易宿所+宿泊法届出施設）の棟数が、主用途が住宅である建物又は民泊施設である建物の合計棟数に占める割合を示す。
- 住宅は空き家か居住実態があるかは区別していない。

(資料) 旅館業許可台帳、住宅宿泊事業法届出台帳及び課税台帳を基に京都市作成

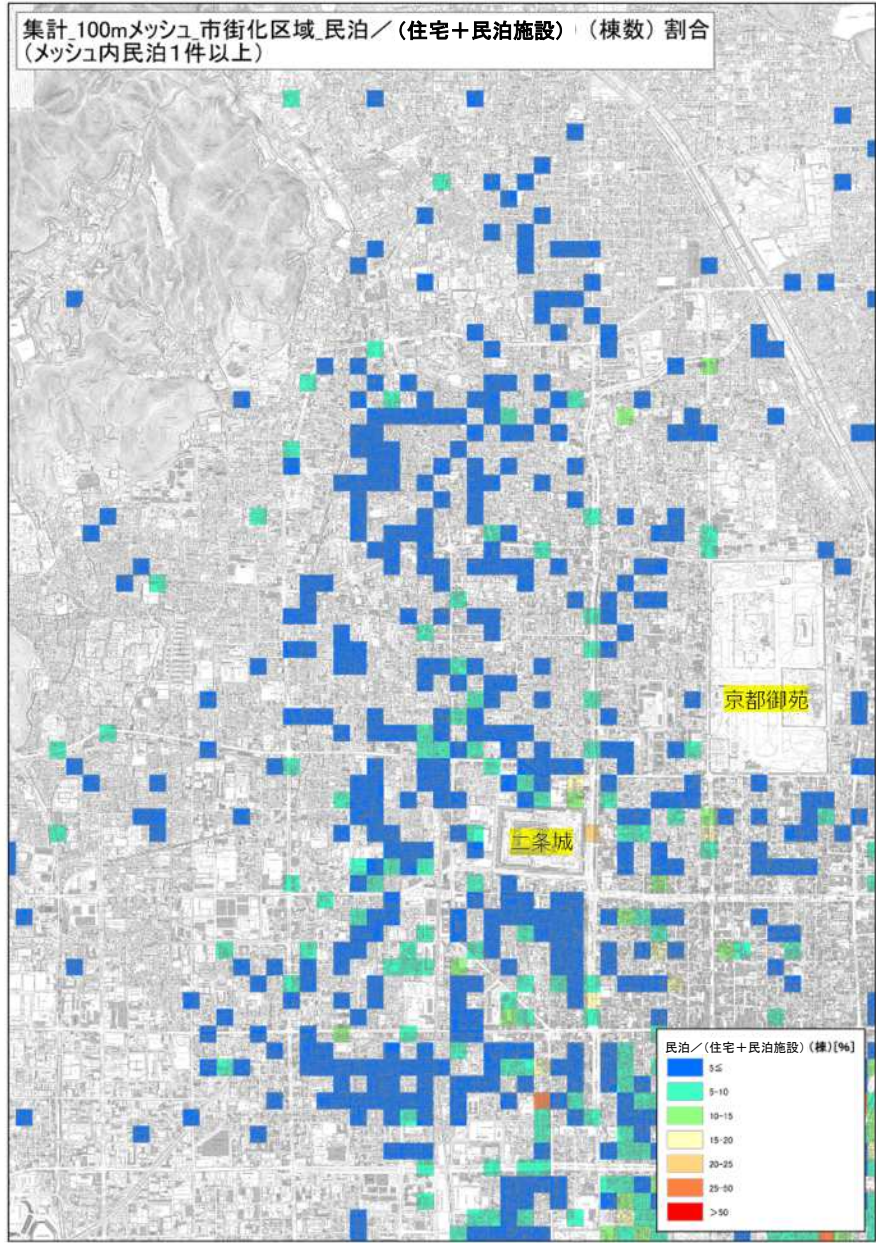


- 100mメッシュにおいて、民泊施設（民泊簡易宿所+宿泊法届出施設）の棟数が、主用途が住宅である建物又は民泊施設である建物の合計棟数に占める割合を示す。
- 住宅は空き家か居住実態があるかは区別していない。

(資料) 旅館業許可台帳、住宅宿泊事業法届出台帳及び課税台帳を基に京都市作成

集計 100mメッシュ市街化区域_民泊/(住宅+民泊施設) (棟数) 割合
(メッシュ内民泊1件以上)

民泊/(住宅+民泊施設) (棟) [%]



- 100mメッシュにおいて、民泊施設（民泊簡易宿所+宿泊法届出施設）の棟数が、主用途が住宅である建物又は民泊施設である建物の合計棟数に占める割合を示す。
- 住宅は空き家か居住実態があるかは区別していない。

(資料) 旅館業許可台帳、住宅宿泊事業法届出台帳及び課税台帳を基に京都市作成

3 京都市における民泊の現状と課題

近隣トラブル

京都市では、旅館業条例の改正及び住宿条例の制定により（平成30年6月15日施行）、民泊施設の適正な運営の確保に取り組んできたものの、コロナ5類移行後の令和5年度から騒音やごみ捨てなどの苦情が増加傾向
 ★旅館・ホテルに関する苦情はほとんどなく、民泊に関する苦情がほとんど。

●住宅宿泊事業への苦情（速報値）

年度	件数	通報の内訳					
		1位	件数	2位	件数	3位	件数
平成30年度	8	無許可通報	2	標識の不掲示・項目不足	2		
平成31年度	80	セルフチェックイン	31	不適切なごみ捨て	19	標識の不掲示・項目不足	18
令和2年度	18	無許可通報	3	騒音	3	連絡不通	3
令和3年度	5	不適切なごみ捨て	3	標識の不掲示・項目不足	3		
令和4年度	10	騒音	4	不適切なごみ捨て	3	火災の心配	3
令和5年度	39	騒音	21	苦情等への対応義務違反	10	駐在・駆け付け違反	5
令和6年度	42	騒音	11	駐在・駆け付け違反	9	連絡不通	8
令和7年度※	67	騒音	19	不適切なごみ捨て	18	標識の不掲示・項目不足	12

※令和8年2月末時点

注) 1件の苦情に複数の苦情内容が含まれることがある。

3 京都市における民泊の現状と課題

●簡易宿所営業への苦情（速報値）

年度	件数	通報の内訳					
		1位	件数	2位	件数	3位	件数
平成30年度	709	宿泊定員超過※2	173	騒音	135	不適切なごみ捨て	106
平成31年度	426	不適切なごみ捨て	81	騒音	79	連絡不通	55
令和2年度	175	騒音	58	連絡不通	30	標識の不掲示・項目不足	30
令和3年度	113	騒音	36	連絡不通	28	不適切なごみ捨て	23
令和4年度	90	騒音	22	不適切なごみ捨て	15	連絡不通	14
令和5年度	213	騒音	59	不適切なごみ捨て	56	苦情等への対応義務違反	46
令和6年度	252	騒音	61	不適切なごみ捨て	53	駐在・駆け付け違反	45
令和7年度※1	221	不適切なごみ捨て	58	騒音	54	標識の不掲示・項目不足	36

※1 令和8年2月末時点

※2 同一人物からの通報多数

注) 1件の苦情に複数の苦情内容が含まれることがある。

●無許可営業疑い調査指導状況（速報値）

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6 ※1	R7 ※2
対象施設	1689	203	38	13	25	63	451	117
旅館業に該当せず	183	89	16	9	19	31	51	80
営業中止・撤退	1482	110	22	3	5	31	393	33
調査・指導中※3	24	4	0	1	1	1	7	4

※1 ウィークリーマンション等と称する371件の無許可営業疑い施設を含む。

※2 令和8年2月末時点

※3 令和7年度の4件を除いて、すべて翌年度に解決済み

3 京都市における民泊の現状と課題

● 苦情の典型例

苦情の内容	典型例
騒音	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅街で民泊客が早朝、深夜に近隣で騒ぐのが迷惑である。・ 夜間に長屋で隣の民泊からの客の話し声がうるさい。・ 早朝・夜間のスーツケースのゴロゴロ音がうるさい。
不適切なごみ捨て	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊施設の前にごみ袋が放置され、カラスや猫に荒らされている。・ 民泊付近の飲料用自動販売機に併設の回収容器に弁当箱等が捨てられている。・ 民泊のごみは事業用廃棄物なのに、家庭ごみとして黄色い袋で出されている。
苦情等への対応義務違反	<ul style="list-style-type: none">・ 騒音・ごみ・タバコ・迷惑駐車等のトラブルについて、事業者にも注意しても繰り返される。
駐在・駆け付け違反	<ul style="list-style-type: none">・ 一棟貸しの民泊で夜間に室内で騒いでいたり、ごみが敷地外に散乱しているため、地域住民が事業者にも連絡しても駆け付けない。

※ 本市では、職員が現場に立ち入るなど、事業者に対し速やかに是正指導を行っているが、繰り返しの指導に従わない、言い逃れに終始するなど、悪質・不誠実なケースが散見される。

令和8年2月からは、住宅宿泊事業法で義務付けられた定期報告を怠る事業者に対し、廃止命令を含めた対応を厳格化し、4月からは、民泊に関する監視指導の体制を強化したところ。

繰り返しの指導に従わない場合は、営業停止命令を視野に厳正な行政処分を行う。

※ 今後、宿泊施設が周辺生活環境に与える影響に関する調査を行うため、宿泊施設の近隣住民を対象にアンケート調査を実施予定（後述）

4 規制の強化に向けた具体的な検討内容

民泊を起因とした近隣トラブルが相次ぎ、地域コミュニティに支障がもたらされる中、地域や市民生活と調和した民泊が確保されるための実効性ある対策として、下記の視点から検討を進めていく。

＜具体的な検討内容＞

- ✓ 宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査
- ✓ 民泊（住宅宿泊事業法届出施設と旅館業施設（簡易宿所））の一体的な規制検討
- ✓ 都市計画手法も含めた広範な立地規制の検討
- ✓ 厳格な営業規制（更なる営業日数の制限）の検討
- ✓ 地域と共生した良質な民泊のあり方の検討
- ✓ 許可更新制の導入も含め国との緊密な協議

4 規制の強化に向けた具体的な検討内容

テーマ	法律・国ガイドライン	他都市事例
営業日数・期間 (住宅宿泊事業法)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法では、<u>生活環境悪化防止のため合理的に認められる限度</u>で制限が可能。 ・国ガイドラインでは「<u>年間すべての期間について一律に制限し、年中制限することは、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではない。</u>」と規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域におけるすべての期間や平日を制限。(大阪市・神戸市 等) ・住居専用地域に加えて、文教地区や住居地域、準工業地域等を制限。(渋谷区・豊島区、奈良市 等) ・学校等の周辺区域のすべての期間や平日を制限。(那覇市、奈良市、神戸市 等) ・全域を制限。(豊島区、目黒区 等)
玄関帳場・ 駆け付け要件	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法は簡易宿所について<u>玄関帳場等に関する規定を設けていない。</u> ・旅館業法の国通知において、<u>簡易宿所では玄関帳場等を設けることが望ましいとし、ただし、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制が整備されていれば、<u>玄関帳場等の設備を設けることは要しない</u>としている。</u> ・住宅宿泊事業法の国通知において、家主不在型であっても、家主居住型と同様に事業の適正な運営の確保が図られていることから、<u>家主居住型と家主不在型を区分して制限を行うことは適切ではない</u>としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業において、営業施設内に従業者を常駐させ、事故が発生したときその他緊急時に迅速に対応できるようにすること。(中央区) ・旅館業において、宿泊者や施設を利用している者がいない場合を除いて、営業時間中に営業従事者を当該施設又は隣接する建物に常駐させること。(練馬区) 等 ・住宅宿泊事業において、家主不在型で小中学校の敷地周囲100メートル以内の区域での平日の営業を制限(大田区)

4 規制の強化に向けた具体的な検討内容

テーマ	法律・ガイドライン	他都市事例
学校等周辺における制限	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法では周囲百メートルの区域内にあって、<u>清純な施設環境が著しく害するおそれがあるときは、許可を与えないことができる</u>とされている。 ・国通知において、<u>清純な教育環境とは、風俗上の観点からの規制であるから、歌舞音曲のごとき騒音とは、直ちに関連を有しないものと思料されるので、かかる事由のみによって不許可処分とすることはできない</u>とされている。 ・国通知において、<u>施設の構造設備、位置等からして清純な教育環境が著しく害されるおそれがあることが相当確実に認められる場合に限り、不許可処分とすることができる</u>とされている。 	<p>(制定趣旨)</p> <p>当該規定は、昭和32年当時問題となっていた、いわゆる連れ込み宿対策を目的として旅館業法が改正（風俗的見地からの規制強化）された際に新設された条文。</p>
定期的な事業の監視監督、更新制	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法では、業務の適正な運営を確認するため、<u>住宅宿泊事業者に対し定期報告を義務付けている</u>。また、<u>住宅宿泊管理業者の登録は、事業者の適格性を確認するため、5年毎の更新制</u>としている。 ・一方で、旅館業法では、簡易宿所について定期報告義務は定められていない。また、旅館業法による簡易宿所の許可や住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業の届出は、<u>更新制となっていない</u>。 	—
取消・廃止命令	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法では、構造設備や公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令に従わなかったとき、<u>許可を取り消すことができる</u>。 ・住宅宿泊事業法では、法令等に違反した場合及び他の方法により監督の目的を達成することができないとき、<u>廃止を命ずることができる</u>。 	—

4 規制の強化に向けた具体的な検討内容

p21,22のテーマに加えて検討

(テーマ) 都市計画手法も含めた広範な立地規制の検討

【論点】

- ・現状より立地規制のエリアを拡大してはどうか
- ・一律に規制するべきか、適切に運営されるものは認めるべきか
- ・エリアによる立地規制のほかに道路幅員による規制を設けてはどうか
- ・長屋など特定の建物について遮音性能等の構造規制を設けてはどうか

4 規制の強化に向けた具体的な検討内容

国の施策・予算に関する提案・要望

◆令和7年6月

違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度の見直しを要望

(要望事項)

- 1 本市の指導権限の及ばない住宅宿泊仲介業者・住宅宿泊管理業者に対して、実効性のある指導、監督の徹底
- 2 更新制の許可制度の導入や住宅宿泊事業法における条例委任の範囲拡大など、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような、法改正を視野に入れた課題の検討、制度見直し

◆令和7年11月

住宅宿泊事業法及び旅館業法について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるよう、課題を検証し、法改正も含めた制度見直しを要望

4 規制の強化に向けた具体的な検討内容

宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査

現行制度の点検及び今後の方向性等を検討する基礎資料を作成するため、宿泊施設が周辺生活環境に与える影響に関する調査として、宿泊施設の近隣住民を対象にアンケート調査を実施する。

(目的)

宿泊施設が周辺生活環境に与える影響に関する市民アンケート調査を行い、現行制度の点検及び今後の方向性等を検討するための基礎資料を作成する。

(調査内容)

本市が指定する宿泊施設（190施設以上）の前面道路幅を計測するとともに、当該宿泊施設の近隣住民（1施設当たり4名）に対してアンケート調査を実施

5 今後の進め方

- ◆ 宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査
- ◆ 宿泊業界等の事業者からの意見聴取